

令和 6 年 市議会 12 月定例会提案予定議案（補正予算・一般会計 7 号）

【補正額】

- ・歳入歳出とも 40,422 千円の増額
- ※補正後予算額 77,679,905 千円

補正予算

歳出

① 財産管理事務／公的不動産活用課

枝払い及び測量業務に係る費用の追加

30,200 千円 → 39,978 千円

(内訳) 委託料 9,778 千円増

- ・ 市有地の枝払い及び測量業務委託料について、物価高騰による単価増や申請件数の増により不足する費用の追加を行うもの。

② 重点事業 ICT 教育環境整備事業／教育指導課

中学校指導者用デジタル教科書に係る経費の変更

16,665 千円 → 7,642 千円

(内訳) 使用料及び賃借料 9,023 千円減

中学校運営事業／教育総務課

中学校指導者用デジタル教科書に係る経費の変更

13,710 千円 → 22,733 千円

(内訳) 消耗品費 9,023 千円増

- ・ 令和 7 年度から使用する指導書の調達に係る経費の一部を、消耗品費に一本化するもの。
- ・ 当初予算では指導書（消耗品費）とデジタル教科書（使用料）をそれぞれ調達する想定だったが、採択した教科書はデジタル教科書が同梱された指導書（消耗品費）であり、デジタル教科書と分割しての調達とはならないため、予算執行の節を消耗品費に一本化するもの。

③重点事業 史跡環境整備事業／文化財課

史跡建物等移転補償金の追加

50,000千円 → 80,644千円

(内訳) 補償、補填及び賠償金 30,644千円増

- ・ 史跡買収予定地に存在する建物の移転補償費。補償対象物件の現地での詳細な査定によって移転補償費の算定を行った結果、予算額よりも増となったため補正しようとするもの。
- ・ 国（8/10）県（1/10）補助金を活用するため、市費負担分の増は3,066千円。

歳入

(国庫支出金)

① 史跡買収費補助金の追加

0 千円→24,515 千円 (24,515 千円増／文化財課)

- ・歳出で説明の史跡建物等移転補償金の追加に伴う増

(県支出金)

② 史跡買収費補助金の追加

0 千円→3,064 千円 (3,064 千円増／文化財課)

- ・歳出で説明の史跡建物等移転補償金の追加に伴う増

(繰越金)

③ 前年度繰越金の追加

750,209 千円→763,052 千円 (12,843 千円増／財政課)

- ・歳出の増額に伴う前年度繰越金の増

継続費

①重点事業 鎌倉地域漁業支援施設整備事業／農水課
鎌倉地域漁業支援施設防波堤整備事業

- ・ 当該事業は、漁業支援施設整備のうち、防波堤に係る工事を実施するものであり、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を鑑み積極的な継続費の活用により発注・施工時期等の平準化に努めるため、継続費を設定するもの。

- ・ 継続費設定額 1,505,223 千円

- ・ 年割額

令和 6 年度	0 千円
令和 7 年度	390,015 千円
令和 8 年度	574,548 千円
令和 9 年度	540,660 千円

- ・ 財源

国庫支出金	1,128,917 千円
市債	338,500 千円
一般財源	37,806 千円

繰越明許費

①小学校施設管理運営事業／学校施設課

第二小学校受水槽改修事業

- ・ 第二小学校の受水槽改修工事を実施するもの。給食室冷暖房設備工事後の夏休み以降の発注により 3 か月の工期で想定していたが、資材不足等により年度内に完了しない見込みのため、繰越明許費を設定するもの。
- ・ 繰越明許費 45,342 千円

債務負担行為

①川喜多映画記念館等管理運営事業／文化課

川喜多映画記念館管理運営事業費

- 指定管理制度による管理運営を行っている鎌倉市川喜多映画記念館の次期指定管理期間である令和 7 年度から令和 11 年度までの管理運営に係る費用について、債務負担行為の設定を行うもの。

- 債務負担行為設定額 214,805 千円
債務負担行為設定期間 令和 7 年度から令和 11 年度まで

- 年割額

令和 6 年度	0 千円
令和 7 年度	42,961 千円
令和 8 年度	42,961 千円
令和 9 年度	42,961 千円
令和 10 年度	42,961 千円
令和 11 年度	42,961 千円

②重点事業市民自治推進事業／地域のつながり課

鎌倉市市民活動センター管理運営事業費

- 鎌倉市市民活動センター指定管理について、令和 6 年度末で現行契約の指定管理機関が満了することから、令和 7 年度以降引き続き新たな指定管理者に委託契約をするため、債務負担行為を設定するもの。

- 債務負担行為設定額 77,874 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 11 年度まで

- 年割額

令和 6 年度	0 千円
令和 7 年度	15,574 千円
令和 8 年度	15,575 千円
令和 9 年度	15,575 千円
令和 10 年度	15,575 千円
令和 11 年度	15,575 千円

③市民税賦課事務／市民税課

当初賦課事務補助等にかかる労働者派遣委託事業費

- 令和 7 年度市・県民税当初賦課事務等に係る労働派遣委託は令和 7 年度当初から実施する必要があることから、事業者選定事務を令和 6 年度中に実施するため債務負担行為を設定するもの。

- 債務負担行為設定額 9,261 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 7 年度まで
- 年割額 令和 6 年度 0 千円
令和 7 年度 9,261 千円

④戸籍・住基一般事務／市民課

戸籍情報総合システム設置事業費

- 戸籍法等の改正に伴い戸籍に氏名の振り仮名を記載することになったことを受けて、振り仮名修正等の届出を処理する戸籍情報総合システム操作機器等を増設し、対応をするもの。

- 債務負担行為設定額 5,405 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 8 年度まで
- 年割額 令和 6 年度 0 千円
令和 7 年度 2,798 千円
令和 8 年度 2,607 千円

⑤ **重点事業** 放課後子ども総合プラン等管理運営事業／青少年課
放課後子どもひろばこしごえ外 7 施設管理運営事業費

- ・ 放課後子どもひろばこしごえ外 7 施設における指定管理について、令和 7 年 3 月末の指定管理期間の終了に伴い、令和 6 年度中に新たな事業者との基本協定を締結する必要があるため、債務負担行為の設定を行うもの。

- ・ 債務負担行為設定額 658,710 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 11 年度まで

- ・ 年割額

令和 6 年度	0 千円
令和 7 年度	131,742 千円
令和 8 年度	131,742 千円
令和 9 年度	131,742 千円
令和 10 年度	131,742 千円
令和 11 年度	131,742 千円

⑥ **重点事業** 廃棄物処理施策推進事業／環境施設課
名越中継施設法面整備業務積算業務委託事業費

- ・ 名越ごみ中継施設の整備計画地のうち、土砂災害特別警戒区域にされている部分について、当該区域の指定を解除することを目的とした工事を実施するための公共土木工事積算システムによる工事数量の算出及び工事費の積算を民間事業者に委託するもの。

- ・ 債務負担行為設定額 4,059 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 7 年度まで

- ・ 年割額

令和 6 年度	0 千円
令和 7 年度	4,059 千円

⑦海水浴場運営事業／観光課

海水浴場砂防柵設置・撤去及びなぎさ整地事業費

- ・ 海水浴場の監視所や仮設トイレを設置するため、砂防柵の設置・撤去及びなぎさ整地を実施するもの。令和 7 年 6 月末までには事業を完了させる必要があるため、令和 6 年度中に入札手続きをできるよう、令和 6 年度から令和 7 年度までの債務負担行為を設定する。

- ・ 債務負担行為設定額 11,737 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 7 年度まで
- ・ 年割額 令和 6 年度 0 千円
 令和 7 年度 11,737 千円

⑧海水浴場運営事業／観光課

海水浴場監視所・仮設トイレ等設置事業費

- ・ 令和 7 年 7 月からの海開きにあわせて海水浴場に監視所及び仮設トイレを設置するもの。令和 7 年 6 月下旬までに海水浴場の監視所及び仮設トイレ等を設置する必要があるため、令和 6 年度中に入札手続きをできるよう、令和 6 年度から令和 7 年度までの債務負担行為を設定する。

- ・ 債務負担行為設定額 23,064 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 7 年度まで
- ・ 年割額 令和 6 年度 0 千円
 令和 7 年度 23,064 千円

⑨重点事業 道路維持補修事業／道路課

J R 北鎌倉駅仮改札開設工事等負担金

- ・ 北鎌倉隧道の通行禁止に伴う J R 横須賀線北鎌倉駅の臨時改札口設置について、工事着手まで時間を要することが見込まれることから、当該改札の開設期間を延長するため、債務負担行為を設定するもの。

- ・ 債務負担行為設定額 36,000 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 8 年度まで
- ・ 年割額 令和 6 年度 0 千円
令和 7 年度 21,000 千円
令和 8 年度 15,000 千円

⑩（ゼロ債）重点事業 道路新設改良事業／道路課

道路新設改良事業費（市道 060-000 号線）

- ・ 市道 060-000 号線(今泉台六丁目 19 番先)の舗装工事を行うもの。
- ・ 令和 7 年度における早期発注を可能とするため、債務負担行為を設定し契約事務に先行着手する。

- ・ 債務負担行為設定額 30,217 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 7 年度まで
- ・ 年割額 令和 6 年度 0 千円
令和 7 年度 30,217 千円

⑪重点事業市営住宅集約化事業／都市整備総務課
市営住宅集約化事業費

- ・ 当該事業は既に債務負担行為の設定をしているものの、土壌汚染対策工事等の工程追加による事業延長及び増額について、債務負担行為の設定を行うもの。
- ・ 債務負担行為設定額 9,783,962 千円
債務負担行為設定期間 令和 7 年度から令和 10 年度まで
- ・ 年割額 令和 7 年度 2,743,668 千円
令和 8 年度 3,435,083 千円
令和 9 年度 2,953,078 千円
令和 10 年度 652,133 千円

⑫体育施設管理運営事業／スポーツ課
海浜公園プールプレハブ設置・監視等業務事業費

- ・ 令和 7 年 7 月 1 日に海浜公園水泳プールを開場するためには、令和 7 年 3 月初旬を目途に事業者との契約を終える必要があることから、令和 6 年度から令和 7 年度までの債務負担行為を設定するもの。
- ・ 債務負担行為設定額 51,303 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 7 年度まで
- ・ 年割額 令和 6 年度 0 千円
令和 7 年度 51,303 千円

令和 6 年 市議会 12 月定例会提案予定議案
(補正予算・下水道事業会計 2 号)

債務負担行為

①雨水管渠費／下水道河川課

公共下水道（雨水）維持修繕事業費（逆川排水区）

- ・ 大町六丁目 5 番先において、擁壁修繕工を行う事業である。令和 6 年（2024 年）10 月 22 日に一般競争入札を実施したが、応札者がいないことから入札中止となった。今後再度入札手続きを行った場合、今年度中の完了が困難である。当該工事は、地方公営企業法上、収益的収支予算であり、契約しなければ翌年度に繰越すことができないため、債務負担行為の設定を行うもの。

- ・ 債務負担行為設定額 18,700 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 7 年度まで
- ・ 年割額 令和 6 年度 0 千円
 令和 7 年度 18,700 千円

②総務費／下水道経営課

消費税及び地方消費税確定申告書等作成業務委託事業費

- ・ 当該事業は既に債務負担行為の設定を行っているが、令和 7 年度予算要求にあたり再度見積書を徴取したところ、人件費の高騰等に伴い、限度額に変更が生じることから増額分について債務負担行為の設定を行うもの。
- ・ 令和 7 年度に発注を可能とするため、債務負担行為を設定し契約事務に先行着手するもの。

- ・ 債務負担行為設定額 148 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 7 年度まで
- ・ 年割額 令和 6 年度 0 千円
 令和 7 年度 148 千円

③汚水管路建設費／下水道河川課

公共下水道（汚水）築造事業費（台枝線第 2 工区）

- ・ 鎌倉市山ノ内 1095 番 9 番地先において、公共性の高い私道の築造工事を行う事業である。令和 6 年（2024 年）10 月 22 日に一般競争入札を実施したが、応札者がいないことから入札中止となった。今後再度入札手続きを行った場合、今年度中の完了が困難である。当該工事は、地方公営企業法上、令和 5 年度からの繰越予算であり、契約しなければ翌年度に繰越することができないため、債務負担行為の設定を行うもの。

- ・ 債務負担行為設定額 100,100 千円
債務負担行為設定期間 令和 6 年度から令和 7 年度まで
- ・ 年割額 令和 6 年度 0 千円
 令和 7 年度 100,100 千円